

建設水道常任委員会

令和2年3月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○木澤 正男	溝部真紀子
齋藤 文夫	中川 靖広	大森恒太郎
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都 市 建 設 部 長	植村 俊彦
建 設 農 林 課 長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	三原 進也
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
上 下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上田 和弘
同 課 長 補 佐	田口三十士		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

建設農林
課長

それでは、末尾に添付しております要旨により説明させていただきます。本条例は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、令和2年4月1日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。1. 改正内容といたしまして、（1）連帯保証人が負担する極度

額の設定（第12条第1項第1号の改正規定）といたしまして、町営住宅入居者の連帯保証人が負担する債務に極度額（入居時の家賃の6月分）を定めます。（2）明渡請求時に徴収できる金額の利息の適用利率の変更

（第44条第3項の改正規定）としまして、不正入居者に対する明渡請求を行ったとき、当該請求を受けた者に対して徴収できる金額の算定に利用する利息を年5分から法定利率に改めます。2. 施行期日等（1）施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行します。（2）適用区分は、改正後の条例第12条第1項第1号の規定は施行日以後に新たに連帯保証人となる者において適用し、改正後の条例第44条第3項の規定は施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息において適用します。

以上、議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回の条例改正の内容を見せていただきますと、連帯保証人さんの負担が軽減されるという内容ですので、これ自体に特に問題があるというふうに思っていないんですけども、全国的に見ますと、そもそも保証人をなくすという動きをされているところがありまして、国のほうもいろいろ通達とか出していると思うんですけど、その状況と国の考え方とちょっと掴んではいたら教えていただけますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 国におきましては近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなど踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されているため、事業主体に対して、入居者の事情に配慮した適切な対応を行っていただきたい旨の通知がされているところでございます、という状況でございます。

木澤委員　今回、民法の改正を受けて、例えば東京都なんかでは連帯保証人をなくすというような措置をされていたりするんですけども、斑鳩町では負担を軽減するという内容で条例改正を出されてきてますけども、そもそも低所得者の方で公営住宅に入居しようと思っても保証人が見つからないというような状況があるというのをお聞きしてますけども、これまで斑鳩町で、公営住宅に入りたいという方で相談があったり、申し込みがあったりした方で保証人が見つからずに入れなかったというケースはあるんですか。

建設農林課長　本町におきましては申込用紙に連帯保証人をつけるよう記載しておりますので、その時点で申し込みを断念された方がおられるかどうかというのはちょっとわかりませんが、窓口、電話及び申し込み時にそのような連帯保証人がついていて入居を断念したとか、そういった相談等につきましては聞いておりません。

木澤委員　特に、生活保護を受けておられる方なんかから相談受けるんですけども、なかなかやっぱり民間のほうに入ろうと思っても、保証人が見つからなかったりとかいうことで、たぶん斑鳩町に当然申し込みの書類出してきはる段階では保証人が見つかってクリアされて提出されていると思うんですけども、それが見つからず断念しているというケースもあると思うんです。そういうことから、今後、やっぱり全国的な流れも見る中で保証人をなくしていくということも必要じゃないかなというふうに思うんです。今回、すぐ適用できるのかという点と難しいと思うので、斑鳩町でも検討していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

建設農林課長　現在、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いにつきましては、先ほど国の話でいうと、事業主体の判断に委ねられているところでございますが、本町におきましては、保証人につきましては滞納家賃に対する抑止力及び入居者の緊急連絡先としての役割を担っております。こういったことから継続していくことを考えているところでございますが、国の動き、近隣市町村の動向等を踏まえて、そういった委員おっしゃる点について

でも今後検討してまいりたいと考えております。

木澤委員　もうちょっとお聞きしたいんですけど、実際に保証人に、例えば滞納等があつて払ってもらっているっていうケースは何件かあるんでしょうか。

建設農林課長　平成29年3月におきまして、27年度頃から町営住宅の家賃、駐車場使用料の滞納されている方がおられました。この方につきましては、連帯保証人に連絡し、滞納している分のすべての家賃、駐車場料金をお支払していただいたということはございます。

木澤委員　わかりました。先ほど課長から緊急連絡先になっていただいているということですが、東京の事例見ますと、今後は連帯保証人に代わって連絡先を届けていただくという形に移行しているみたいなので、また先進地の事例も参考にさせていただいて、お願いしたいと思います。

それともう1点、改正内容の1の(2)のところですね、不正入居者に対する明け渡し請求を行った時に、という利息の改定がありますが、この不正入居者というのがどういう方なのかという定義をちょっと教えてほしいんですけど。

建設農林課長　入居資格、入居の条件、入居の資格等が町営住宅に入る際にはございます。その入居の資格を偽って入居した方のことでございます。

木澤委員　これまで斑鳩町にそういう方っていらっしゃったんですか。

建設農林課長　過去にそういう不正入居された方はおられません。

委員長　他にございませんか。中川委員。

中川委員　「3」の年5分の割合から法定利率に変更するみたいやねけど、年5分の割合というのは法律に抵触するからっていうこと、変更する理由は。

委員長	手塚建設農林課長。
建設農林課長	今回の改正につきましては、民法には契約当事者間の貸金等の利率や遅延損害賠償に関する合意がない場合に適用される利率が定められております。これを法定利率といいます。低金利の状況が長く続いているため、法定利率を5パーセントから3パーセントに引き下げられ、3年ごとに変動することとなりました。これにより、公営住宅法に対しても不正入居者に対して徴収できる金額の算定による利率を「年5分」から「法定利率」に変更したというところでございます。
中川委員	今までどおり年5分では法律に抵触するということ。
建設農林課長	その民法の中で3年ごとに、その利率が変動するということになっておりますので、そのたびに3パーセントになったときに条例を「3分」に変えろとか、そういった改正が必要になりますので、3年ごとに変わる利率を民法の中でも法定利率として定めておりますので、その法定利率にうちの条例も準用していくという形で改正させていただいております。
中川委員	そのパーセントが利率が変更するたびにここへ入れるのもあれやから、法定利率で入れとけば「3」や「5」やって入れやんでいいからって、そんでええねんけど、今の現状、「5分」では法律に抵触してるの。
委員長	植村都市建設部長。
都市建設部長	現在民法で法定利率が5パーセントというふうに書かれているんですけども、この4月1日からは法定利率が3パーセントというふうに記載されることとなります。3年ごとに見直すということも、同時合わせで書かれることとなりますので、今回の改正では法定利率という言葉を使わせていただいて、今後民法の利率が変わったとしても、条例を改正しなくてもいいようにするということですので、4月1日からは5パーセントでは法

律外ということになります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 町道認定についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、認定第1号 町道認定について、ご説明を申し上げます。
課長 最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

建設農林 本議案につきましては、都市計画法第29条の開発道路8路線と建築基
課長 準法第42条の位置指定道路1路線、町の道路新設工事による1路線の合計10路線につきまして、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。
恐れ入りますが、資料1をごらんください。1ページが認定する10路線

でございます。2ページ目が各路線の位置図、3ページ目以降が各路線の詳細図を添付いたしております。

まず、資料の3ページ目、右上に記載しております整理番号1の町道197号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺西2丁目1616番10先を起点とし、同所1626番3先を終点とする延長82.1メートル、最大幅員が13.3メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号2の町道4076号線でございます。本路線は、斑鳩町興留1丁目139番5先を起点とし、同所138番2先を終点とする延長62.5メートル、最大幅員が8.0メートル、最小幅員が6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号3の町道3027号線でございます。本路線は、斑鳩町阿波1丁目481番16先を起点とし、同所481番15先を終点とする延長15.4メートル、最大幅員が10メートル、最小幅員が6.0メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号4、町道4077号線でございます。本路線は、斑鳩町服部2丁目75番16先を起点とし、同所75番10先を終点とする延長69.9メートル、最大幅員は13.1メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号5の町道4078号線でございます。斑鳩町服部2丁目75番15先を起点とし、同所75番14先を終点とする、延長8.8メートル、最大幅員は13.0メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号6の町道4079号線でございます。斑鳩町龍田南3丁目377番5先を起点とし、同所283番7先を終点とする、延長101.8メートル、最大幅員は8.3メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号7の町道4080号線でございます。斑鳩町龍田南3丁目377番14先を起点とし、同所377番11先を終点とする延長45.9メートル、最大幅員は13.1メートル、最小幅員は6.0メートル

ルの開発道路でございます。

次に、整理番号8の町道4081号線でございます。斑鳩町龍田南3丁目283番5先を起点とし、同所379番10先を終点とする延長19.9メートル、最大幅員9.5メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号9の町道292号線でございます。斑鳩町法隆寺2丁目617番7先を起点とし、同所617番6先を終点とする延長19.7メートルで、最大幅員13.1メートル、最小幅員は6.0メートルの開発道路でございます。次に、整理番号10の町道585号線でございます。斑鳩町神南3丁目の625番1先を起点とし、同所594番1先を終点とする延長134.0メートルで、最大幅員が6.0メートル、最小幅員は4.0メートルの町で道路改良工事を施行した路線でございます。

以上、認定第1号 町道認定の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この整理番号10はいつ施工したん。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 現在施工中でございます。

課長

委員長 他にございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 表の見方がよくわからないので教えてもらいたいんですけども、例えば整理番号1に、北西と西に向かった矢印がありますけども、この矢印が町道になるということですか。それともその下に斜線引っ張ってる、ありますけども、それが元々町道だったということですか。すみません。

委員長	手塚建設農林課長。
建設農林 課長	下の斜線引いているのが、現在の町道の接続している部分であり、まるで囲った点から、矢印に向けて町道認定をお願いするものです。
齋藤委員	そしたら、例えばこの整理番号1のところですけども、矢印の先は行き止まりのように見えるんですけども、これは行き止まりですか。
建設農林 課長	道路といたしましては行き止まりになっており、一番終点につきまして、一番終点につきましては回転広場が設けられている状況でございます。
齋藤委員	すみません、行き止まりの道路というのも町道になるということは、町道、例えば下水管とか、水道とかというのも敷設されるということなんでしょうか。
建設農林 課長	行き止まりでありましても、開発でつけた道路で幅員、回転広場等ございますので、町道認定にしているところでございます。今後につきましては町で舗装等の管理、そこに対して下水道等々の接続という敷設も、今後考えていく路線でございます。
齋藤委員	行き止まりは回転がないと町道にならないというわけじゃなくて、もうすたとん行き止まりでも町道になるということでしょうか。
委員長	松岡都市整備課長。
都市整備 課長	開発道路を整備される際には、一定の延長に対しまして、回転広場を設ける要件ですとか、そういったものが定まっておりますので、道路の形状につきましては、そういった各法令で定まった形状で整備されていくというようなものでございます。

齋藤委員

よく道が狭いとか、行き止まりが多いとか、いう話が聞くんですけども、例えばこういう町道をつくる時は、その先、例えば次の段階で今、町道でない行き止まりの先も町道になるとか、そういう目安というか、希望なのか、予想なのかわかりませんが、そういうのもあって、行き止まりのところに町道をするんでしょうか。それとも開発が、面積があれば、その中に家を建てるときに、真ん中に道路つけて行き止まりで町道、それでまた隣の地区にまた田んぼや畑があって、またそこが開発するときにもまた町道をつけると、その町道と町道が繋がらないっていうような場合、どっちも、こっちから行っても行き止まりというふうなものになるものなのか、その辺のところの、町道と認定するときの基準というんですか、何かその考え方というんですか、そういうのを教えてもらえたらありがたいですけども。

都市整備
課長

開発事業が行われる際には、やはり地権者の土地利用の事情というところ、あと開発区域の選定というところがございますので、その後の開発区域を見据えて、隣接地の開発を見据えて、開発道路の計画をされるかどうかというところまでは、なかなか指導のしきれないところなのかなというところがございます。しかしながら開発道路として一定要件を満たしてですね、整備された道路につきましては、町で公共として管理をしていくことで、お住まいの皆様方の、今後の維持管理のご心配を取り除いていくというような必要もございますことから、町道として認定をしていくというような形で、これまで認定をしているところでございます。

齋藤委員

すみません、もう1回戻りますけども、行き止まりの町道は回転ができるとお聞きしましたけども、それは車で入って行って車がUターンできるという意味での回転でしょうか。

都市整備
課長

車の転回を想定した大きさの回転広場というような要件で定められてございます。

齋藤委員 回転といいますと、どのぐらいの幅なんですか。行き止まりのところの幅。回転。円だとしたら直径が5メートルとか3メートルとか。

都市整備 8メートルでございます。

課長

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備 継続審査、都市基盤整備事業に関することについてでございますが、前課長 回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 報告自体はないということなんですけども、昨年の夏頃、いかるがバイパス、パークウェイについては県道から東側の区間についても調査に入りたいということで、国の意向が示されて、沿道住民の皆さんに対して説明会を開いていただいて、その地域の住民の皆さんの意思を確認されたと思うんですけども、当日も国から来られていた職員さんについては今後やっぱり持ち帰って検討するとおっしゃっていたんですけど、その後、国から何か新たな方針とか考え方というのは何か示されたんでしょうか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 具体的に国からこのような形でというような方向性として具体的に示されたものはございませんのですけども、ご心配のお声をいただいたことについては、国でも認識されてございまして、検討も継続されているというところではお聞きしているところでございます。

木澤委員 また改めて国の考え方は示されるのかなと思いますけども、この間、町の方も一定、沿道住民の皆さんに対してどういう姿勢で向き合っていくのかということについても一定の考えは示していただいていますけども、改めて町長がどのように考えてはるのかお聞かせいただけますか。

委員長 中西町長。

町長 この件につきましては、以前から木澤委員からご質問いただいております。私の考え方といたしましては、三室の関係でもああいう形で工事進めさせてきていただいております。その中でやはりパークウェイといいますのは、まちづくりの関係のひとつの大きな基本といいますか、目玉になっております。そのような中で、やはり今までの進捗の状況を見ていく中では、私の考え方として、やはりこのまま引き続き東向きの路線を進めていきたいというような考えでございます。

木澤委員 元々そういう考え方は示されてきてますけども、沿道住民の皆さんの意思が確認できた段階で、今後についても進めていくという考え方はあるのかもしれないけど、沿道住民の皆さんに対してどういう対応をされていくのか、その点についてはどうお考えですか。

町 長 その件につきましては、今、課長も申しあげましたように、やはり国のほうとも協議をしながらですね、今、国のほうも検討はしていただいているところがございますので、その答えが出てくれば、またそのような場を持ちまして説明等もさせていただき、ご理解できるような方法で話を進めていきたいというふうに考えております。

木澤委員 ちょっと町長の考え方で、私は同意できない部分もあったんですけども、また今後、やはり国でもしっかりと検討していただいて、沿道住民の皆さんの意向が尊重されるような形ですね、対応していただきたいと思っておりますので、その点については強く求めておきたいと思っております、以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、理事者の報告を求めます。

面卷総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項(1) 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございま

す。本会議に付託いたしました本条例のうち、本委員会に関する事項につきまして、私のほうから説明し、ご報告を申しあげます。恐れ入りますが、議案第2号の末尾、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思ひます。

主な改正内容でございますが、「斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例」「斑鳩町水道事業の設置等に関する条例」の2つの条例におきまして、それぞれの条例において、引用している地方自治法の条項に関し、同法の改正に伴い、条ずれが生じたことによる条文整理となります。

次に、2. 施行期日ですが、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第2号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本委員会に関する事項につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2) 公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田上下水道課長。

上下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについて、ご報告させていただきます。資料2をご覧いただけますでしょうか。

最初に令和元年度の公共下水道工事の状況についてでございます。令和元年度には、図中で記しております11か所の路線で面整備等の工事を進めております。

まず、平成30年度からの繰越工事として図中、茶色路線21工区—1工事は、5月10日に完了いたしております。次に、令和元年度の単年度工事として、西から青色路線10工区—2工事、紫色路線10工区—3工事、水色路線8工区の舗装本復旧工事、黄緑色路線6工区—7工事、オレンジ色路線9工区—2工事、ピンク色路線21工区—2工事、緑色路線1

3工区—6工事、の7路線に着手し全ての路線を完了いたしております。

次に、継続工事でございます。平成30年度と令和元年度の2か年継続工事として取り組んでまいりました、図中赤色路線6工区—6工事では、本年2月26日に完了いたしております。次に、令和元年度と令和2年度の2か年継続工事として発注いたしました、図中黄色路線8工区—6工事では、紅葉ヶ丘自治会区域の下水道管渠埋設工事が完了し、現在、笠町自治会区域の管渠埋設工事を実施いたしており、進捗率40パーセントでございます。また、図中紫色路線18工区—1工事では、現在、東西路線に着手しており、進捗率10パーセントでございます。

なお、令和元年度に完成した工事の整備延長は約2キロ、整備面積は3.8ヘクタールとなっております。

続きまして、資料の2枚目、公共下水道接続申請状況でございます。令和2年度2月末の状況でございます。本年度に入り203件の申請を受け付け、申請総数が4,279件となっております。接続率は69.3パーセントでございます。次に、融資あっせん利用総数は3件の申請を受け付け58件に、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は5件の申請があり総数が53件となっております。

続きまして、資料の3枚目をお願いいたします。公共下水道事業計画図でございます。青色破線で囲んでおります区域が下水道予定処理区域386ヘクタールでございます。そのうち、水色で着色している供用開始区域及び本年度工事が完了した区域として250ヘクタールでございます。残る136ヘクタールをオレンジ色で着色いたしております。また、継続工事2路線を含む、令和2年度に予定している下水道工事路線を赤色で着色いたしております。整備延長約3キロ、整備面積約9.7ヘクタールの予定でございます。

以上、下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 資料2の2枚目の公共下水道接続申請状況の表ですけども、この意味がわからないんですけども。接続申請というのは、誰が誰に対して申請してどうなのかっていうのがわからないので教えてもらっていいですか。

委員長 上田上下水道課長。

上下水道課長 まず申請受付総数と申しますのが、現在、斑鳩町で供用開始、公共下水道が整備を終えて公共下水道が使えるとなった区域の中で、そのうち公共下水道を利用するにあたりまして、申請が必要となってまいります。そのこれから使いたいという申請でございますけども、その申請を行われた方が元年度に入って203件ありましたということです。そして、合計といたしまして4,279件の方が現在申請もされた方、工事中の方も含めて、使いたい、使われている方ということでございます。そして接続率と申しますのが、整備戸数を分母にいたしまして、4,279件で69.3パーセントに使われているお宅があるということでございます。

齋藤委員 これは戸数でやっているんで、人口でやっているのではないんですね。

上下水道課長 申請総数につきましては、戸数で、申請件数で資料を作成させていただいており、接続率は人口で求めたものでございます。

齋藤委員 そしたら3番目の融資あっせん利用総数というのは、接続したいけどもお金を融資してほしいというふうな、あっせんを希望された方っていう意味でしょうか。

上下水道課長 委員のおっしゃるとおり、接続に対してかかるお金を融資あっせん制度というのを設けておりますので、それを使われた方ということです。

齋藤委員 ありがとうございました。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員

シティホールいかるがかな、セレモニーホールできた南側、一部歩道がなく、東へ降りるスロープだけになっている状況にありますけど、この歩道については今後どのようなになるか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

委員長

松岡都市整備課長。

都市整備
課長

今、おっしゃっていただいた箇所につきましては、パークウェイの三室交差点の改良に伴う工事の中で一部行われている箇所に含まれている部分かと考えているところでございますけれども、かつて郵便局のあった部分とバス停、三室山下のバス停の間の部分というところでございますけれども、こちらにつきましては、いま現状スロープで降りていくというのが隣接地への取り合いの部分で国が舗装をあてている部分と思われます。この部分につきましては、やや隣接地側に傾斜がついた状態でございます。これにつきましては今、通行としてはあまり適切に通れるような状況であるかという疑問があるところだと考えております。この部分につきましては現状の写真は撮影いたしまして、すでに奈良国道事務所へ提供させていただいたところでございます。奈良国道事務所の現場技術員も現地に来た際に

現地の確認をさせたところでございます。また来週でございますけれども、建設監督官とも現場の立会いを予定してございまして、この中で対応をどのようにできるのか、というところを検討されるように申し入れをしてまいりたいと考えているところでございます。

中川委員 今言っている分は、一応歩道敷きというか、歩道としての、はあるんですか。

都市整備課長 道路区域には含まれているところでございます。歩道といいますか、乗り入れとして取り合いの整備をされているというようなことです。

中川委員 その北とその南には歩道ありますやんか。だからそこも一応歩道敷きっていうのはあるねんな、もともと。

都市整備課長 歩道敷きに分類はされております。

中川委員 その歩道の部分は、平行、平らにしとかなあかんの違うかな。
それを全部その歩道の部分の、歩道敷きを平らにしてしまうと東へ降りるのに不可能というんか、ちょっと便利が悪すぎるということで、多少幅が狭くなってもやっぱり平らな部分、最低車椅子等の通れる部分は平らにしとかなと、歩行者の安全、国の事業やけど、やっぱり町の中の歩道やから、やはり町もそういうところはしっかりと国に意見を申しあげていただきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時46分 再開)

委員長 再開いたします。

他にご意見ございませんか。 中川委員。

中川委員 14～5年前になると思うねんけど、龍田神社のとおり、猫坂から役場までの道路を時間規制できないかという一般質問させていただいて、町の職員さんも骨折って、各自治会回ってもらって、何地区か時間規制には反対するという同意をもらえなかった自治会があったために、時間規制をかけられなかった。その後、町の職員さんの努力で「通学路につき7時半から8時半までは通り抜けしないようにお願いします。龍田第一地区自治会連合会、斑鳩町、西和警察署」という看板あげていただきました。そうしてね、私が何回も何回も一般質問して、町の努力で通り抜けを遠慮してほしいという看板まであげていただいたのに、そこを8時20分に町の職員が通り抜けした、この事実がね、町長や副町長どない思いはります。

委員長 乾副町長。

副町長 申し訳ございません。町の職員が通っているということでございますので、それについてはもう一度徹底させていただきたいと思っております。

中川委員 住民の人の希望、要望もあって、私も一般質問して町も努力していただいて、今は安全対策ということでグリーンベルトも設置していただいて、そういう努力をしていただいているにもかかわらずね、違う課の職員がそれもすごい勢いで、俺の車に当たんのかなっていうぐらいの勢いで入ってきておってでんな、危ないから見たら職員やって、時間見たら8時20分やからタイムカード押すのに遅れたらあかん思って慌てててんと思うねんけど、やっぱり町職員やっていう認識に欠ける。30分まわって、始末書書くんか、どんなあれか知らんけど、遅れてでもやっぱり国道を通るべきやと、私はそのように強く指摘をしておきます。終わります。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
次に、継続審査について、お諮りいたします。
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前9時50分 閉会)